

薬生発 1004 第 2 号
令和 4 年 10 月 4 日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

標記について、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別紙)

医政発 1004 第 10 号
薬生発 1004 第 1 号
令和 4 年 10 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について (通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 145 号) については、別添のとおり公布され、令和 4 年 10 月 4 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 医師、歯科医師及び薬剤師については、保健衛生行政上、その分布及び業態を正確に把握する必要があることから、医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 6 条第 3 項、歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号) 第 6 条第 3 項及び薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号) 第 9 条において、2 年ごとに、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項について、その住所地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。
- これらの規定に基づき、医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) 第 6 条第 2 項及び第 2 号書式、歯科医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 48 号) 第 6 条第 2 項及び第 2 号書式並びに薬剤師法施行規則 (昭和 36 年厚生省令第 5 号) 第 7 条第 2 項及び様式第 6 において、医師、歯科医師及び薬剤師が届け出なければならない事項について、それぞれ書式を定めているところ。

- 令和4年度は、当該届出に基づき調査を実施する年であり、今後の医師、歯科医師及び薬剤師の確保対策の検討等に活用するために必要な情報を当該届出により把握することを可能とするため、各都道府県への調査票の送付に先立ち、医師法施行規則第2号書式、歯科医師法施行規則第2号書式及び薬剤師法施行規則様式第6に定める届出の書式について、それぞれ下記のとおり所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 医師法施行規則の一部改正について

- 他項目との平仄を合わせるため、「住所」の欄について、「市郡区町村」を追加する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大下において、集中治療に従事する医師の重要性が認識される中、地域における集中治療提供体制を適切に把握するため、「従事する診療科名等」の欄について、「集中治療科」を追加する。
- 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第347号）により広告可能な範囲が拡大されたため、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格」の欄について、「内科専門医」、「臨床検査専門医」、「総合診療専門医」、「総合内科専門医」及び「医師少数区域経験認定医師」を追加する等の改正を行う。
- 大学名の変更及び大学の新設があったため、「医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等」の欄について、大学名を変更及び追加する。
- その他所要の改正を行う。

(2) 歯科医師法施行規則の一部改正について

- 他項目との平仄を合わせるため、「住所」の欄について、「市郡区町村」を追加する。
- その他所要の改正を行う。

(3) 薬剤師法施行規則の一部改正について

- 他項目との平仄を合わせるため、「住所」の欄について、「市郡区町村」を追加する。
- 大学名の変更があったため、「薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等」の欄について、大学名を変更する。
- その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

- 施行期日：令和4年10月4日

以上

○厚生労働省令第四百四十五号

医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月四日

医師法施行規則等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

医師届出票

(令和 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		都道府県	市区町村	電話	(- -)											
(2) 氏名	ふりがな				電話												
(3) 性別	1 男 ・ 2 女		(4) 生 年 月 日		1 平成	年	月										
					2 昭和		日										
(5) 医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号		(6) 医籍登録年月日		3 大正	年	月										
					4 明治		日										
<p>※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合</p>																	
(7) 従事している施設及び業務の種別																	
回答欄	施設の種別	業務の種別															
<p>01~19のうち1つを記入すること。</p> <p>主たる施設・業務の種別(1つ)</p> <p>複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~18のうち1つを記入すること。</p> <p>従たる施設・業務の種別(1つ)</p>	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者															
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者															
	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)															
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者															
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者															
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者															
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者															
	<p>「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ、勤務の場合は0.5日としてカウントする。</p> <p>「宿直・日直回数」は、今年度11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。</p>																
	(8) 主たる従事先																
(「名称」「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)																	
ふりがな					電 話												
名 称					代表電話 (- -)												
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>																
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)		0日	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0
	11月の宿直・日直回数(回/月)		0回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~15未満	15~20未満	20以上		
<p>(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)</p>																	
就業形態	1 常勤	2 非常勤	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。														
主たる業務内容	1 診療	2 教育・研究	3 管理	4 産業医業務	5 その他												
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業	2 育児休業	3 介護休業														
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)																	
ふりがな					電 話												
名 称					代表電話 (- -)												
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>																
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)		0日	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0
	11月の宿直・日直回数(回/月)		0回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~15未満	15~20未満	20以上		
従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。)																

裏面へ続く

第二号書式を次のように改める。

(10) 従事する診療科名等 (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「41臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。					
I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 脳神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科		
II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科		
III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科 40 集中治療科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科		主たる診療科名の番号(1つ)
IV	41 臨床研修医	42 全科			
V	43 その他()				
(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格及び医師少数区域経験認定医師 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。 ※01, 18, 19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20～59は学会認定資格					
I	01 内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 19 総合診療専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 18 臨床検査専門医		
	20 総合内科専門医 23 消化器病専門医 26 神経内科専門医 29 血液専門医 32 感染症専門医	21 呼吸器専門医 24 腎臓専門医 27 糖尿病専門医 30 アレルギー専門医 33 心療内科専門医	22 循環器専門医 25 肝臓専門医 28 内分泌代謝科専門医 31 リウマチ専門医		
	34 呼吸器外科専門医 37 気管食道科専門医	35 心臓血管外科専門医 38 消化器外科専門医	36 乳腺専門医 39 小児外科専門医		
	40 超音波専門医 43 老年病専門医 46 漢方専門医 49 核医学専門医 52 ペインクリニック専門医 55 がん薬物療法専門医 58 小児神経専門医	41 細胞診専門医 44 消化器内視鏡専門医 47 レーザー専門医 50 大腸肛門病専門医 53 熱傷専門医 56 周産期(新生児)専門医 59 一般病院連携精神医学専門医	42 透析専門医 45 臨床遺伝専門医 48 気管支鏡専門医 51 婦人科腫瘍専門医 54 脳血管内治療専門医 57 生殖医療専門医		
II	60 麻酔科標榜医	III	61 医師少数区域経験認定医師		
(12) 分娩の取扱いの有無(過去2年以内での実績) 1 分娩の取扱いあり 2 分娩の取扱いなし (13) 出身地 { 都道府県 } ・ 外国					
(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。					
国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学	
公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪公立大学	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学	
私立・大学校・外国医学校・その他	51 岩手医科大学 55 埼玉医科大学 59 順天堂大学 63 東京慈恵会医科大学 67 日本医科大学 71 金沢医科大学 75 関西医科大学 79 久留米大学 83 外国の医学校	52 東北医科薬科大学 56 国際医療福祉大学 60 昭和大学 64 東京女子医科大学 68 北里大学 72 愛知医科大学 76 近畿大学 80 福岡大学 84 その他	53 自治医科大学 57 杏林大学 61 帝京大学 65 東邦大学 69 聖マリアンナ医科大学 73 藤田医科大学 77 兵庫医科大学 81 産業医科大学	54 獨協医科大学 58 慶應義塾大学 62 東京医科大学 66 日本大学 70 東海大学 74 大阪医科薬科大学 78 川崎医科大学 82 防衛医科大学校	
医学課程を修めた外国の医学校のある国の医学校のある国の番号を1つ○で囲むこと。 (14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。					
	1 英国 6 ブラジル	2 オーストラリア 7 米国	3 韓国 8 ルーマニア	4 中国 5 ハンガリー 9 その他()	
(15) 地域枠等 該当がある場合記入すること。(該当がない場合記入不要) 1 従事要件あり → 要件となる従事年数 年 従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。 2 従事要件なし 要件となる従事場所 { 都道府県 } ・ その他 奨学金貸与元 1 都道府県 2 大学 3 その他 4 なし 選抜方式 1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜) 2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)					
(16) 本届出票の活用に対する確認 各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。				同意しない場合	
(17) 備考					

第二号書式を次のように改める。

歯科医師届出票

(令和 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		都府 道県	市 郡	区	町 村		
ふりがな						電 話	(- -)	
(2) 氏名							(- -)	
メールアドレス							※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合	
(3) 性別	1 男	2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日	
(5) 歯科医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 歯科医籍登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年	月	日		
(7) 従事している施設及び業務の種類								
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別						
01~18のうち1つを記入すること。 <input type="text"/> 主たる施設・業務の種別(1つ) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~17のうち1つを記入すること。 <input type="text"/> 従たる施設・業務の種別(1つ)	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者						
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者						
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教員又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教員、教員、その他)						
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者						
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者						
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者						
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者						
	(8) 主たる従事先 (「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01~16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)							
	ふりがな						電 話	(- -)
名 称						代表電話	(- -)	
所 在 地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>							
(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01~05、07及び09~16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)								
就 業 形 態	1 常勤	2 非常勤	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。					
主たる業務内容	1 診療	2 教育・研究	3 管理	4 その他				
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業	2 育児休業	3 介護休業					
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種類」に01~16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)								
ふりがな						電 話	(- -)	
名 称						代表電話	(- -)	
所 在 地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>							

裏面へ続く

薬剤師届出票

(令和 年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

この省令は、公布の日から施行する。

第三條 薬剤師法施行規則の一部改正
(薬剤師法施行規則の一部改正)
第三條 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

Form with multiple sections: (1)住所, (2)氏名, (3)性別, (4)生年月日, (5)登録番号, (7)業務の種別, (8)名 称, (9)所在地, (10)就業形態, (11)休業の取得, (12)大学名等, (13)出身地, (14)活用確認, (15)備考.

提出期限 翌年1月15日